

令和2（2020）年度事業計画

1 基本理念

社会福祉法人制度改革など法人を取り巻く社会情勢等が大きく変化する中、法人は、不祥事からの信頼回復に全力で取り組み、意思決定支援を通じた「利用者目線に立った支援」に率先して取り組むため、基本理念を最上位の概念に掲げ、揺らぐことなく基本理念の具体化に向けた施策を実施し、社会福祉法人としての役割を果たしていく。

【基本理念】

社会福祉法人かながわ共同会は、誠実と信頼を旨とし、人権に根ざした利用者本位の考え方に立ち、多様なニーズに対応する支援体制の整備、サービスの量的、質的充実につとめ、利用者と地域社会の繁栄に貢献するとともに、社会的な法人としての価値を創造していきます。

2 事業方針

令和2（2020）年度は、「第五期中期計画」（平成31（2019）年3月策定）の中間年度にあたり、今後、法人が維持・発展していくための正念場ともいえる年度である。

令和元（2019）年度は、法人始まって以来の不祥事など、次々と激震が生じた年度であった。愛名やまゆり園元園長は、施設の長であり、かつ理事でありながら言語道断の事件を起こした。また、同園では、職員による虐待事案が生じた。これらに加え、「津久井やまゆり園事件の裁判が始まると、津久井やまゆり園に良くない情報が次々出てくる」ことを理由として、12月5日に突然、知事がこれまでの方針を変更し、津久井やまゆり園の新施設の指定管理者を公募で選定するという発言を行った。この発言を裏付けるべく、津久井やまゆり園利用者支援検証委員会が設置され、県において前例のない形での検証が続けられている。

こうした逆風の中、完全に法人立施設となった秦野精華園では、令和2（2020）年4月に「希望の丘はだの」が運営を開始し、併せて秦野精華園との組織再編が行われる。10月には同園への法人事務局の移転を計画しており、法人事務局と園が連携を強化する中で、安定的な運営へ円滑に移行することが課題となっている。

厚木精華園は、利用者の入院・退所が相次ぎ、利用者数が伸び悩む中、厳しい運営が見込まれるが、荻野地区における地域包括支援センターと連携・協働した相談支援事業の展開により、地域づくりを推進していく。

愛名やまゆり園は、元園長の不祥事と虐待事案によりこれまで築き上げてきた信用・信頼を大きく損なった。今年度は、外部委員を中心とする検証委員会の検討結果をしっかりと受け止め、再発防止と利用者本位の適切な支援の提供により、信頼回復に全力で取り組む必要がある。

津久井やまゆり園は、知事発言により、新施設の指定管理者が不透明な状況にある。しかし、再生基本構想に掲げられた意思決定支援を着実に実施してきた実績から、「利用者目線に立った支援」はまさに同園こそが実現しうる支援である。利用者・ご家族と職員がみんな一緒に希望する新施設に移行できるよう、毅然として対応していく。

3 法人三大プロジェクト

（1）津久井やまゆり園の再生

ア 意思決定支援の推進

平成 30 年 12 月をもって、意思決定支援対象者全員に意思決定支援を開始した。利用者それぞれの居住に関しては、令和 2 年度下半期までに意思の確認をする。また、本人の望む生活の実現に向けて、利用者それぞれの意思決定支援を継続して実施する。

2019 年度障害者総合福祉推進事業による「意思決定支援の取組推進に関する研究」に事例を提供し、県として意思決定支援ガイドラインの普及のための事例集を作成した。この事例集を基に広く意思決定支援の普及・啓発に努める。

●意思決定支援の進捗状況（令和 2（2020）年 3 月 6 日現在）

項 目	実人数	延数
体験・見学を実施した方	79 人	248 人
うち、見学A（グループ）を実施した方	67 人	133 人
うち、見学B（個別）を実施した方	21 人	26 人
うち、体験を実施した方	16 人	89 人
担当者会議を開催した方	123 人	578 回
意思決定支援検討会議を開催した方	55 人	61 回
うち、生活の場の方向性が決まった方	4 人	

※ 意思決定支援対象者は、現在 119 名だが、実人数・延数については、亡くなった方の分も含まれている。

[見学について]

- ・見学A：いろいろな暮らしの場があることを知ってもらうことが目的
グループで実施
- ・見学B：より具体的に地域での生活をイメージしてもらうことが目的
個別、あるいは小集団（2名程度）で実施

※ 見学・体験：グループホーム（障害、高齢）、生活介護事業所

●意思決定支援の流れ

会議名	役 割	メンバー
チーム会議	意思決定支援を進めるための打合せ（意思決定支援の開始）	相談支援専門員、サービス管理責任者、支援担当職員、県・市町村職員等
↓		
意思決定支援担当者会議	利用者の意思が反映された生活を送ることができるように、必要な支援を検討。	意思決定支援チームメンバー（+利用者本人、家族等）
↓		
意思決定支援検討会議	利用者の意思に基づき、利用者の望む生活等について検討	意思決定支援チームチームメンバー+利用者本人、家族等、意思決定支援専門アドバイザー

※平成 30（2018）年 9 月の家族会で説明した津久井やまゆり園再生基本構想に基づく

イ 例 令和 2（2020）年度までの流れ

平成 30（2018）年度に法人が独自に配置した津久井やまゆり園の新施設建設担当職員を

中心に、支援の現状と現場のニーズ等を県に情報提供する。

ウ 新施設への円滑な移行

津久井やまゆり園内でプロジェクトを立ち上げ、小規模ユニットのメリットを活かした支援を行うため、具体的な検討を開始する。

エ 地域生活移行の推進と地域生活支援の充実

津久井やまゆり園利用者が入居できるグループホーム「つくいこホーム」を、令和2（2020）年4月に開所し、地域生活移行の推進や居住の場の選択肢を広げること及び在宅利用者の入所ニーズに応じていく。

（2）秦野精華園と「希望の丘はだの」の円滑な運営

ア 新施設「希望の丘はだの」新築工事

令和2年（2020）年4月から、新施設「希望の丘はだの」での事業（施設入所、短期入所、生活介護、生活訓練、就労移行支援）を開始する。秦野市本町に設置している地域支援部（居宅介護・相談支援・地域生活支援）の事務所については、令和2年（2020）3月1日より「希望の丘はだの」事務所で仮稼働を開始した。

イ 秦野精華園と「希望の丘はだの」の円滑な運営

家族会からの要望である支援の質と量を確保し、かつ効率的な組織・職員体制を図りながら、ニーズ調査を積極的に行うとともに、児童養護施設等を訪問して、新施設の特徴である個室・ユニット制や就労移行支援・就労定着支援事業を説明しPRするなど、利用者の確保と利用率の向上を推進し、法人立施設として継続性の高い円滑な運営を目指す。

（3）地域における公益的な取組の推進

ア 「みんなの食堂」の開設（秦野精華園を中心に検討）

令和元（2019）年度に3ヶ所の子ども食堂の見学を実施した。見学先で学んだ子ども食堂の運営に関するノウハウを参考に検討を重ねながら、令和2（2020）年度上半期を中心に準備を進め、令和2（2020）年10月の開設を目指す。

イ 成年後見制度推進のための法人後見の実施（厚木精華園が事務局となって検討）

法人が成年後見人となる「法人後見」の実施に向けて、厚木精華園が事務局の役割を担い、法人プロジェクトにより法人後見の活用等に関する調査、研究と法人後見受任団体としての準備・諸手続を実施する。令和3（2021）年度からの法人後見事業の開始を目指す。

4 法人事務局・各園の施策（法人三大プロジェクトに記載した施策を除く。）

（1）法人事務局・統括管理室

ア 施策の展開方向

法人事務局・統括管理室は、法人の基本理念を具現化し、津久井やまゆり園の再生をはじめとする法人三大プロジェクト等を実現するため、法人が総力を挙げて取り組んでいく上で中核的役割を果たしていく。

そのために、県との定期的な打合せの実施や理事会・評議員会の適切な運営、法人運営の基盤である人事、給与、財務の仕組みの改善に取り組む。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 身体拘束ゼロに向けた取組みの推進

法人施設の利用者一人ひとりの身体拘束の現状把握に努め、「利用者の身体拘束等行動制限取り扱い要領」も含めた現状の取組みと意識改革を進め、組織全体としてのガバナンスの強化を行うことにより、全園において利用者本位のより質の高い支援と身体拘束ゼロを目指す。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 津久井やまゆり園事件の犠牲者の追悼と「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発

津久井やまゆり園事件で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするため、毎月26日の「法人祈りの日」に法人事務局・各園で黙祷などを行う。

「ともに生きる社会かながわ憲章」について、法人は事件の当事者として、各園の行事等におけるパネルの掲示、チラシの配布、法人の刊行物への掲載等を通じて、率先して普及啓発に取り組む。

津久井やまゆり園事件の犠牲者のご遺族に寄り添って、誠実かつ丁寧に対応していく。

② 純資産を活用した地域における公益的な取組の推進等

純資産を活用し、各園が連携・協力しながら法人全体として、地域における公益的な取組（「みんなの食堂」開設、法人後見事業）を推進し、社会福祉法人としての責務を果たす。

柱3 人材の育成・確保と職員の処遇改善

① 職員の処遇改善

令和元年10月から制度が開始した福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得実施を行う。それに伴い特定処遇改善手当の支給を行う。制度対象職員だけでなく、制度外職員にも配分を行う。

<実施予定日>令和2年4月1日

パートタイム・有期雇用労働法の施行に伴い、常勤・非常勤間での不合理な差別が禁止される。その対応として職員に説明ができるように準備を行う。

② 年休取得の促進

引き続き法令を遵守して年5日の年次有給休暇（年休）を取得させることはもとより、管理職だけでなく一般職への研修を通じて年休を取得しやすい環境づくりを行い、職員の年休取得を促進する。また、職員勤怠集計表の仕様変更により年休の管理を明確化、合理化する。

③ 柔軟・弾力的な職員採用選考の検討・実施

利用者に安定的な支援を提供し、欠員による負担を職員にかけないよう、速やかな欠員補充を可能とする年2回（4月、10月）の採用選考を円滑に実施する。

また、新卒の門戸を広げ、より多くの職員を集めるため、福祉専門学科の高等学校卒業生を受験対象とする制度変更を円滑に実施する。このため、津久井やまゆり園では、津久井高校等と情報共有を図る。

職員を確保しやすくするため、在職の職員からの職員紹介制度を円滑に実施する。紹介した職員には一定の条件のもとに職員紹介手当を支給する。

④ 「子育てママの会」の企画運営

令和元年度からの新規事業である「子育てママ・パパ会」を令和2年9月に実施する。

柱4 法人・園の安定的運営

① 法人事務局の移転・法人事務局総務課の業務執行体制の検討

執務環境の改善と経費節減の観点から、令和2年10月からの運用開始を目指して、法人の事務局機能を秦野精華園に移転する。併せて、秦野精華園の給与・経理業務等の一部を集約して事務局機能を強化し、名称を「法人本部」に変更する。

② ICTを活用した効率的な業務運営

会議等の移動による時間的、経費的なロスを少なくするため、テレビ会議の導入を本格的に実施する。

また、情報の安全性、効率性の確保のため、データのクラウドシステムへの移行を検討していく。

③ コンプライアンスの徹底

元園長の逮捕という不祥事を二度と起こさないよう、新たに位置付けた次の施策を着実に実施し、信頼回復に全力で取り組んでいく。

・法人運営の透明性の向上

令和2年4月から、元園長の辞任により欠員となった理事の職に外部から人材を登用する。

・監事との連携強化

内部監査の結果を監事に報告し、監事と適宜、意見交換を行う場を設ける。

・公正・透明な職場づくり

職員から直接、理事長あて意見、提案、情報提供等を行える仕組みを検討・設置する。愛名やまゆり園は、令和2年4月人事異動において、再スタートのための幹部職員の刷新する。

・犯罪に係る事故・不祥事防止研修

弁護士等を講師として、全職員を対象に研修を実施する。

・職員就業規則の改正

さまざまな事故・不祥事に厳正に対処できるよう、令和2年6月を目途に職員就業

規則を改正・施行する。

○ **その他の重点施策**

- ・ 県との定例打合せの実施
- ・ 社会福祉法人の規模に関する調査研究

(2) **秦野精華園**

ア 施策の展開方向

地域移行を目標に据えた多様な事業を展開する施設として、障がい者の社会参加を促進するため、施設支援機能、就労支援機能、地域生活支援機能の充実を図り、共生社会の実現を目指す。

イ 重点施策

柱1 **利用者本位の支援**

① **就労支援機能の充実と就労定着支援事業の安定化**

秦野精華園チャレンジセンター（就労継続支援B型・就労定着支援事業）と希望の丘はだの（生活訓練・就労移行支援）が連携を図りながら、就労支援事業と職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の更なる機能充実を図るとともに、就労定着支援事業の安定化に取り組む。また、令和2（2020）年度中に、新規事業として自立生活援助事業の開始を目指す。

② **地域生活支援事業の充実と生活介護事業所の新規開設**

伊勢原市西部地区生活介護事業所「ひびた」は施設の老朽化、重度の利用者収容が難しくなっている等のことから、令和2（2020）年11月末で「ひびた」を廃止し、同年12月に秦野精華園チャレンジセンターの多機能施設の一つとして、入浴サービスを行う新規事業としての生活介護事業の開設を目指す。

③ **グループホーム事業の再構築**

令和2（2020）年度中に開設準備を進めてきた「第1生活ホーム」については依然、世話人の確保が難しい状況から、令和3年（2021）度以降の開設を見据えて、情報収集及び世話人の確保に向けて取り組む。

柱2 **地域貢献と「ともに生きる社会」の実現**

① **秦野市社会福祉協議会が実施する「地域公益事業」への協力の継続**

秦野市社会福祉協議会等が設立し、「はだの地域公益事業基金」を活用した既存の福祉制度では対応できない地域の福祉課題解決のための「地域公益事業」に引き続き参画することで、協力の継続を図る。

柱3 **人材の育成・確保と職員の処遇改善**

① **「知的障害者ガイドヘルパー養成研修」による人材の確保**

平成30（2018）年度から開始した「知的障害者ガイドヘルパー養成研修」を継続実施し、障がい者への理解促進を図るとともに、障害福祉サービスの担い手になる人材

の育成を行う。

(3) 厚木精華園

ア 施策の展開方向

「支援・介護・看護」による統合的ケアの更なる充実により、高齢知的障がい者福祉の65歳問題や中・高齢知的障がい者の地域生活移行等への具体的なサービス提供の構築を目指す。また、中・高齢知的障がい者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスに加えて介護保険サービスとも連携して多様なニーズに対応し、安心・安全に暮らせる共生社会の実現に取り組む。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 生活課運営体制の見直しと診療体制の強化

高齢化・重度化の進展に対応した寮編成・職員配置等について園内プロジェクトにおいて、継続検討する。

利用者が安心して療養できる療養型機能を持つ病院との連携を図るため、協力病院の開拓等に取り組み、併せて、看取り等終末期支援の在り方も継続して検討する。

② 高齢知的障がい者への支援体制と共生型サービスの検討

施設入所支援サービス以外の障害福祉サービスを受けている障がい者の「65歳問題」に対応するため、平成30(2018)年度に創設された「障害福祉の共生型サービス」の展開について園内プロジェクトにて継続検討する。

③ 高齢化・重度化に対応したグループホームの新設

グループホーム入居者の高齢化・重度化に対応したグループホームの新設や平成30(2018)年度に高齢化・重度化対応を目的として創設された日中サービス支援型グループホームの新設について園内プロジェクトにて継続検討する。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 防災に関する地域連携

厚木市との「災害時等における要援護者の緊急受入に関する協定書」による緊急時の受入れ体制の整備とともに、荻野地区協定施設連絡会(紅梅学園、野百合園、けいわ荘、コミュニティケア北部、厚木精華園)に参画し、共に生きる「共生社会・地域包括ケア社会の実現」を目指す。

② 地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくりの推進

相談支援事業所「ここから」を厚木市の旧荻野公民館に移転し、令和2年度から同公民館内の荻野地域包括支援センター(厚木市が(福)敬和会に委託)と連携・協働し、荻野地域の拠点として地域づくりを推進する。

(4) 愛名やまゆり園

ア 施策の展開方向

厚木市をはじめとする県央圏域市町村の拠点としての施設整備を行い、相談窓口支援から重度・重複障がい者支援、児童支援、医療的ケア支援まで、繋がりを大切に地域でより豊かに暮らすため、先駆的な取組みを実践し地域に貢献する。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 重度・重複障害、行動障害、医療的ケア等の専門的な支援と「にやりほっと」の完全実施

県立の指定管理施設としての役割を発揮し、重度・重複障害、行動障害、医療的ケア等の専門的な支援が必要な障がい者等を受入れる。

地域にある施設、事業所が行う支援の評価や専門性の向上のため、専門性のある職員を派遣するコンサルテーション事業を試行する。

利用者の良いところや新たな面に気づくため「にやりほっと」の記録を増やすことで、利用者のストレングスに着目した支援につなげていく。

●にやりほっと

「にやりほっと」は「ヒヤリハット」の反対で、支援者が利用者のプラス面、できることや生活歴に目を向け、にやりとしたり、ほっとしたりしたことを記録する報告のこと。

② 「重度高齢化対策構想～10年安心プラン～」加齢や障害の重度化に伴う寮編成・生活環境等の見直し

利用者の障害特性、行動特性、加齢に伴う身体状況の変化に合わせて配慮した環境整備、寮の編成や職員配置等の見直し、日中活動場所や班活動の内容、所属班の見直しを行う。

また、入浴支援に係る設備等の増改修について、継続検討する。

③ 愛名やまゆり園相談支援事業所の充実強化等

計画相談支援のサービス等利用計画やモニタリング作成において、契約者数の増、モニタリング回数増、新たな事業所加算を継続検討する。地域で暮らす障がいのある方の相談支援を進めるため、相談支援員の増配置と専従化を継続検討する。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 飯山地区における公益的な取組

厚木市飯山地区において、地域に住んでいる障がい者や住民の方々のニーズに合った生活支援等を行うため、地域のニーズ調査と、地域包括支援センターとの連携を継続検討する。

柱3 人材の育成・確保と職員の処遇改善

① 権利擁護を意識した支援の専門職の育成と働きやすい職場づくり

令和2年1月に認定された虐待事案を契機として、同年3月に設置した愛名やまゆり

園虐待事案検証委員会を継続開催し、虐待事案の事実確認、虐待行為に至った経緯及び愛名やまゆり園のガバナンスを検証する。二度とこうした虐待を起こさないよう、また、園の信頼回復に向けて、委員会から提言される再発防止策を着実に実施していく。

柱4 法人・園の安定的運営

① 省エネ対策の推進

令和元（2019）年度に導入したガス・コージェネレーションシステムにより省エネに取り組む。

○ その他の重点施策

- ・ 平屋建てグループホーム等の新設
- ・ 近隣住民等を対象とするイベント等の開催
- ・ 地域の防災力強化に向けた取組み

(5) 津久井やまゆり園

ア 施策の展開方向

津久井やまゆり園再生基本構想の実現を目標に据え、相模原市緑区千木良地域及び横浜市港南区芹が谷地域での新施設開所に向け、運営・支援体制の見直し・強化や地域生活支援機能の充実を図る。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 意思決定支援の推進

意思決定支援の流れ（17 ページ参照）に沿って、個別支援の推進に取り組む。令和2年下半期までに、居住の場の方向性を出すことを目指す。

② 意思決定支援に関する普及・啓発

意思決定支援により得られた技術・ノウハウを基に、広く園内外に情報発信し、研修を実施することにより、意思決定支援の普及啓発と推進に貢献する。

令和元（2019）年度障害者総合福祉推進事業による「意思決定支援の取組推進に関する研究」に事例を提供し、県として意思決定支援ガイドラインの普及のための事例集を基に、広く意思決定支援の普及・啓発に努める。

意思決定支援により得られた技術・ノウハウを基に、広く園内外に情報発信し、研修を実施することにより、意思決定支援の普及啓発と推進に貢献する。

令和元（2019）年度に作成した報告書について、他の障害者支援施設や地域で生活する障がい者等にも活用できるよう、より汎用性の高いものに見直して、その普及・啓発を行う。

③ 新施設への円滑な移行

新施設への円滑な移行に向けて、組織体制・職員体制等の人的検討、新施設の入所調整、ユニット編成等について園内でプロジェクトを立ち上げ、神奈川県と情報共有

を図りながら進めていく。

④ 地域生活移行の推進と地域生活支援の充実

津久井やまゆり園利用者が入居できるグループホーム「つくいこホーム」を、令和2（2020）年4月に開所し、地域生活移行の推進や居住の場の選択肢を広げること及び在宅利用者の入所ニーズに応えていく。

グループホームの支援体制の充実やサービスの質の向上を図るために、第三者評価の受審を行う。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 津久井やまゆり園事件を風化させない取組み

県が行う「ともに生きる社会推進事業」に積極的に協力していくとともに、さまざまな機会を捉えて情報発信していく。

法人祈りの日、千木良園舎への献花台の設置、「追悼のつどい」の継続開催等により、事件を風化させない取組みを行う。

令和3年度の新施設開設までの間、県が行う地元住民説明会等に積極的に協力していく。

柱4 法人・園の安定的な運営

① 千木良・芹が谷地域新施設における安定的な運営

地域支援部の各事業の収支状況を分析し、安定的に運営するために必要な取組みを推進する。芹が谷園舎については、新設の園内プロジェクトにおいて、新施設における収支のシミュレーションに取り組む。

○ その他の重点施策

- ・津久井やまゆり園新施設建設に係る県への情報提供
- ・開かれた施設づくりと地域貢献活動の検討
- ・福祉教育への貢献

ウ 基本施策

柱1 利用者本位の支援

① 権利擁護の推進と虐待防止の推進

県が実施した随時モニタリングの結果を受け、指摘を受けた事項について、改善に向けた取組みを進めるとともに、ガバナンスの強化に努め、身体拘束についての基本的な考え方を再確認するとともに、身体拘束ゼロに向けた取組みを推進していく。

虐待防止委員会において身体拘束の状況や支援の振り返りを定期的に行い、組織としての状況把握に努めていく。

職員の人権意識向上に向けた研修強化を図る。あおぞらプランⅢに基づく取組みの強化を図る。

利用者自治会をサポートし、利用者の自立と社会参加を支援する。

オンブズパーソンによる定期的な相談日を設定し、利用者の権利擁護と提供する福祉サービスの向上を図る。

(6) 法人全体・4園共通の主な基本施策

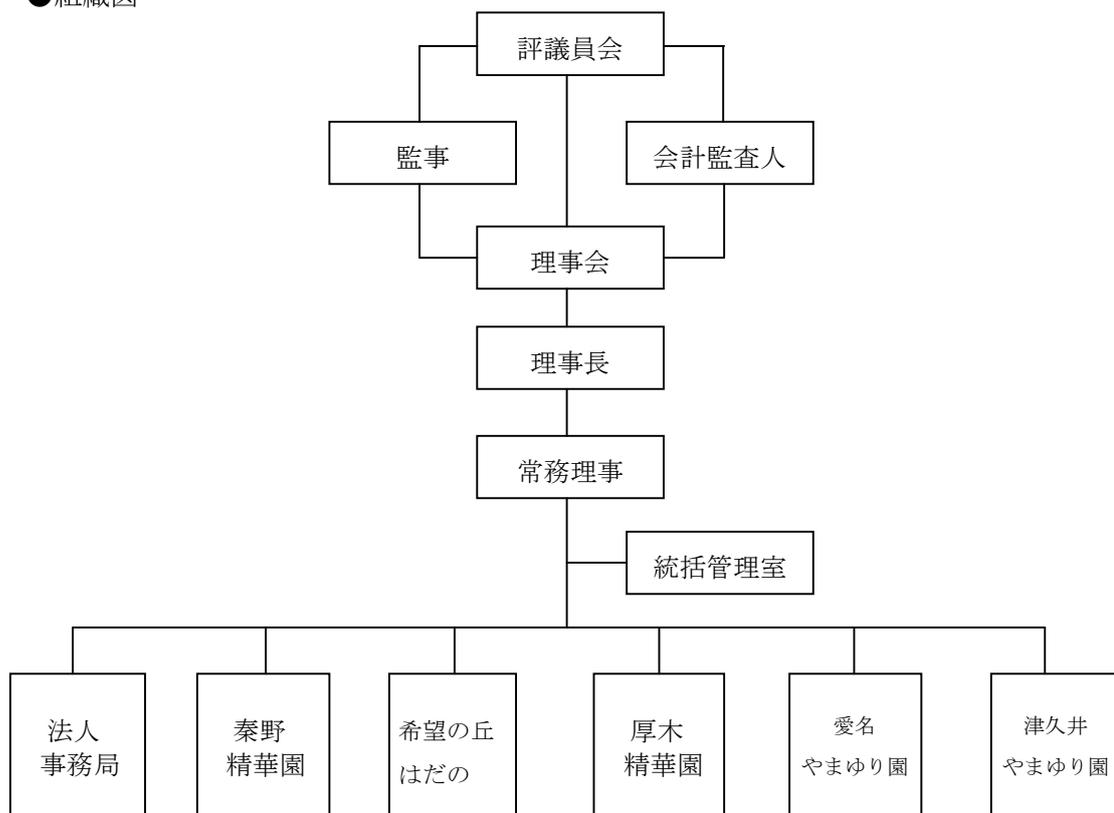
ア 法人全体での主な基本施策

① 理事会・評議員会の運営によるガバナンスの強化

理事会と評議員会を年3回（令和2（2020）年6月、11月、令和3（2021年3月））に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、適時・適切に運営することにより、経営組織のガバナンスを強化する。

法人事務局・各施設の職員で構成する各種会議・委員会を開催し、計画的で着実な法人運営を行う。

●組織図



●各種会議

区 分	会 議 名
意思決定会議	園長会議、法人危機管理対策本部会議
調整会議	四園会議、総務部長会議、総合支援部長会議
諮問委員会	財務状況検討委員会、人事考課制度検討委員会
運営委員会	法人人権委員会、法人研修委員会、法人情報ネットワーク委員会
職種別委員会	会計担当者会議、給与担当者会議、CW・相談支援従事者会議、GH担当者会議、看護担当者会議、心理担当者会議
特命課題委員会	経営戦略会議、危機管理委員会、社会福祉法人の規模に関する調査研究委員会
プロジェクト	法人後見の活用等に関する調査研究委員会（仮称）

② 適正な経理処理と収支の均衡

会計監査人によるヒアリングを実施する。また、内部監査を実施してその結果を監事に報告するとともに、意見交換の場を設けて監事との連携を強化し、適正な会計処理と業務執行を推進する。

会計士等を講師として、理事長及び幹部職員をはじめとする職員を対象に、財務管理研修を実施する。

厳しい財政状況が見込まれる中、収益の向上を図るために、純資産を活用した資産運用による経営改善策を検討する。

③ 人材の育成

OFF-JT（職場を離れて行う研修）、OJT（業務を通して行う教育訓練）、SDS（自己啓発）等の研修や職員研究活動援助事業等により人材育成を充実強化する。

階層別研修のほかに、全常勤職員を対象に障害者虐待防止について研修を実施する。

eラーニングの導入により、職員の支援技術の維持・向上を図る。

●法人の主な研修

形態	名称
OJT	各園内研修（全職員対象）
OFF-JT	階層別研修（5階層・全常勤職員対象）
	体験交流セミナー（年1回開催・全職員対象）
	四園交換研修（6月～翌年2月・常勤職員対象）
	海外視察研修
SDS	課題別研修（オープンセミナー年4回・全職員対象）
	研究活動援助事業（通年・全職員対象）
	人権フォーラムについては名称の見直しを含め検討。（令和2年（2020）年12月19日に秦野市保健福祉センター多目的ホールで開催予定・全職員対象）

④ 防災・防犯対策の充実・強化

発災時に利用者及び職員の生命、身体及び財産を守るとともに、津久井やまゆり園事件のような事件を二度と起こさないよう、法人全体で法人総合防災・防犯訓練を年2回実施する。令和元年11月27日に秦野精華園で防犯訓練を公開したところ、6法人9名の参加があり好評だった。令和2年度は内容をさらに拡充して外部に公開する。

このほか各園で防災訓練と、地元警察署の協力のもと防犯訓練や研修を実施する。

⑤ 指定管理料の重複に関する県との協議

指定管理施設である厚木精華園、愛名やまゆり園及び津久井やまゆり園について、新しく創設された加算等の給付費と指定管理料との重複の有無について県と確認し協議する。

イ 4園共通の主な基本施策

① 指定管理施設の運営

指定管理施設である厚木精華園、愛名やまゆり園及び津久井やまゆり園の3園について、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図るという指定管理者制度の目的のもと、県立の指定管理施設に求められる役割に応じた質の高いサービスを提供するとともに、効率的な運営による経費の節減に努める。

●県指定管理事業

施設・事業所名	サービス	定員
厚木精華園	施設入所支援	110名
	生活介護	140名
	短期入所	2名
愛名やまゆり園	施設入所支援	100名
	生活介護	130名
	短期入所	20名
津久井やまゆり園	施設入所支援	114名
	生活介護	114名
	短期入所	空床利用

② 法人直営事業の運営

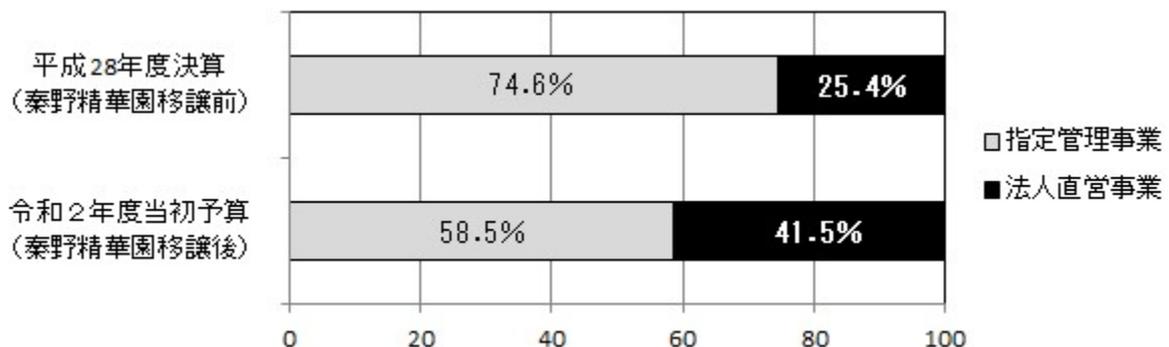
グループホームや生活介護事業所の新設等に取り組み、法人直営事業の充実強化を図る。

●法人直営事業

施設・事業所名	サービス	定員	
秦野	秦野精華園	施設入所支援	60名
		生活介護	60名
		短期入所	8名
	チャレンジセンター	就労継続支援B型	30名
		就労定着支援	—
	伊勢原市西部地区生活介護事業所『ひびた』	生活介護	20名
	秦野市障害者日中サービスセンター『ひまわり』	生活介護	20名
日中一時支援		10名	
地域活動支援		10名	
希望の丘はだの	希望の丘はだの	施設入所支援	40名
		生活介護	26名
		生活訓練	12名
		就労移行支援	12名
		短期入所	2名
	今泉地区生活ホーム	共同生活援助	34名
	平塚・大根地区生活ホーム	共同生活援助	45名
	相談支援事業所せいか	特定・一般	—
居宅介護事業所	居宅介護・行動援護・重度訪問介護・		

		移動支援・福祉有償運送	
厚 木	厚木精華園 ゆめホーム	共同生活援助	37名
	厚木精華園相談支援事業所『ここから』	特定	—
	厚木身体障害者等生活介護事業所『とまと』	生活介護	20名
愛 名	愛名やまゆり園あいなホーム	共同生活援助	25名
	愛名やまゆり園相談支援事業所	特定・一般・障がい児	—
	飯山地区日中活動支援センター『ポラーノの広 場』	生活介護	20名
		放課後等デイサービス	10名
	就労継続支援B型事業所しらゆり	就労継続支援B型	20名
	愛川町指定生活介護事業所「かえでの家」	生活介護	20名
		日中一時支援	10名
愛川町児童発達支援センター「ひまわりの家」	児童発達支援	20名	
	保育所等訪問支援	—	
津 久 井	つくいホーム	共同生活援助	31名
	寸沢嵐地区相談支援事業所ライフ	特定	—
	寸沢嵐地区日中活動支援センターファンファン	生活介護	20名
	根小屋地区日中活動支援センターそよかぜ	生活介護	20名
	若柳地区放課後等デイサービス事業所みらい	放課後等デイサービス	10名

●指定管理事業と法人直営事業の割合



※資金収支計算書の事業活動による収入額から算定。

③ 人権擁護・虐待防止の推進

あおぞらプランⅢに基づく取組みの強化を図るとともに、権利擁護、虐待防止、専門的な支援技術などの研修の開催や、日常業務を通じて啓発することにより、職員一人ひとりの人権擁護と虐待防止に関する意識を高め、サービスの質の向上を図る。

虐待防止委員会等により人権擁護と虐待防止に関する啓発資料を職員に配布・周知する。利用者自治会をサポートし、自治会活動を促進する。

全常勤職員を対象に、障害者虐待防止について研修を実施する。

④ リスクマネジメントの強化

リスクマネジメント委員会等のリスクマネジメント体制のもと、ひやりはっと報告を集

計、分析し、職員に周知するとともに、各セクションでの取組み事例等を報告することにより、怪我や事故等に対する意識や気づきの力を高め、リスクの回避または低減を図るリスクマネジメントの取組みを強化する。

⑤ ボランティア等の受入れ

地元の小・中学生の福祉体験受入れやボランティアの受入れを推進し、利用者との直接的な交流を図り、福祉施設や障がい者支援に対する理解を深める啓発と福祉の醸成に取り組む。

社会福祉士や介護福祉士等の養成に係る実習生の受入れを推進し、福祉人材の養成に寄与する。

⑥ 地域交流の推進

知的障がい者や園に対する理解を深めてもらえるよう、祭りやコンサートなど地域の住民や子どもたちが楽しく参加できるイベントを開催する。また、清掃活動や防犯パトロール等の地元自治会活動、関係機関・団体の行事・会合等に積極的に参加する。こうした取組みを通じて地域との交流を推進する。

⑦ 家族会・後援会との連携

家族会とは、利用者が安心・安全な生活を過ごせるよう支援の質を向上させるため、園の運営にご意見をいただくとともに情報交換を行い、更なる連携強化を図る。

後援会とは、利用者が心豊かな生活ができるよう、後援会事業を通して園の各種事業にご協力いただく中で、安定的な運営を目指す。